

第3章 地域防災力の向上

本章においては、住民等の自主的な行動によって災害を未然に防止し、又は被害を軽減できるよう、住民、自主防災組織、ボランティア等の防災行動力の向上を図る計画について定める。

所 管	防災安全課，総務課，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	--------------------------

第1節 防災訓練計画

災害に備えて応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、隣接市町等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、関係機関の連携体制を強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、町民その他関係機関の協力を得て災害に関する各種の訓練を実施する。

第1 実施責務及び協力

1 災害予防責任者

町は、災害予防責任者を指名し、災害予防責任者の指揮の下、個別又は関係機関と共同して必要な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

2 職員

職員は、本計画等の定めるところにより、防災訓練に参加する。

3 町民その他関係諸団体

町民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練や地域の防災訓練などに参加する。

第2 訓練の種別

町は、関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

1 個別訓練

(1) 水防訓練

町及び県は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、個別又は相互に協力して、予警報等の伝達や各種水防工法等の訓練を実施する。

(2) 消防訓練

町及び鯖江・丹生消防組合は、消防活動の円滑な遂行を図るため、個別又は相互に協力して、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。また、学校、工場等多数の者が利用する場所では自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。

(3) 救助救護訓練

町及び県をはじめ災害救助実施機関は、災害に際し、迅速かつ的確な救助及び救護を行うため、概ね次の事項について訓練を実施する。

- ① 避難
- ② 炊き出し、給水
- ③ 物資輸送
- ④ 医療助産
- ⑤ 救出

(4) 通信連絡訓練

町は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等についての訓練及び気象予警報、災害情報等の伝達、指示、命令、報告等の訓練を適時実施する。

(5) 災害情報連絡訓練

町は、気象予警報その他災害に関する伝達、指示、命令、報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強

化を主に実施する。

(6) 非常通信連絡訓練

町は、災害時に有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県及び関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

(7) 非常招集（参集）訓練

町は、応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集を迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施する。

(8) 避難訓練

町は、地域、学校、病院、社会福祉施設、事業所、交通機関等において、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。特に土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域を重点とし、町民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害、洪水及び高潮災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

① 避難指示等の早期判断（県等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

② 天候や時間帯などの状況に応じた町民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

③ 避難誘導體制及び救助体制の整備

(9) 図上訓練

町は、個別又は関係機関と共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施する。

2 総合防災訓練

町は、関係機関及び町民と一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

3 広域合同防災訓練

町は、隣接市町との連携体制を強化するため、隣接市町と合同で総合防災訓練を実施する。

4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

町は、事業所における自衛消防組織が、地域の自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導・助言を行う。

5 その他の訓練

町は、県と協力し、自衛隊の派遣について、あらかじめ分野ごとの要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ、活動拠点等を取り決めておくものとし、これらに基づく訓練や協議を実施するとともに、周辺市町にまたがる広域的な総合防災訓練を実施する。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するに当たって、関係機関の協力を得て作成した、災害の様態を具体的に想定した詳細なシナリオ（複合災害や重大事故等を含む。）に基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練などのほか、図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じて緊急時のマニュアルの作成や改訂に活用し、防災体制の改善に取り組む。

さらに、必要に応じて訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行っていくこととする。

第4 防災訓練に関する普及・啓発

町は、町、事業所、地域等による防災訓練や県総合防災訓練の参加者となる町民に対して、町や県の広報等各種の媒体を通じた普及・啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

第5 訓練のための通行規制

町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会と連携し、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路における通行を禁止又は制限する。

第6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第4節「要配慮者対策計画」による。

第2節 防災知識普及計画

災害から町民の生命、身体及び財産を守るためには関係機関の職員をはじめ、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、町民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体及び自分の財産は、まず自分で守るということ意識し行動することや、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切である。

このため町をはじめとする関係機関は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、町民の防災意識の高揚に努める。

第1 町民に対する防災知識の普及

町は、町民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材及びマニュアルを作成するほか、社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データのわかりやすい発信などを通じて防災に関する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

なお、町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努める。

1 普及の方法

- (1) C A T V、町ホームページ及び広報誌による広報・啓発
- (2) 講習会・研修会・実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じた広報
- (4) 防災週間等に合わせた防災訓練の実施による啓発
- (5) 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布
- (6) 町民運動としての地域的取り組みの推進
- (7) S N S等を活用した情報発信

2 普及の内容

防災知識の普及内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害に関する一般知識。なお、津波に関しては、特に、次の知識の普及に努める。

① 避難行動に関する知識

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことにつながる。

② 津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

③ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること。

(2) 本計画の概要

(3) 過去の主な被害事例

(4) 平常時の心得

- ① 非常持出品の準備
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
- ⑤ 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- ⑥ 緊急避難場所、避難所での行動
- ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取決め

(5) 危険物等に関する知識

(6) 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄

(7) 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

(8) 警報等発表時、避難指示・高齢者等避難等の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(9) 避難所における夏季の熱中症予防や対処法

(10) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等

(11) 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動

(12) 各機関の防災対策

(13) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

(14) 地震保険に関する知識

(15) その他災害に関する知識

3 避難状況把握のための周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。

4 災害に関する資料の公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。また、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるとともに、災害教訓等の伝承を行う町民等の取り組みを支援する。

5 地震保険の普及・促進

町は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険の加入の促進に努める。

第2 職員の防災研修

町は、職員の災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員初動マニュアルの作成に努めるとともに、次により防災研修の周知徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第3 学校における防災教育

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1 児童・生徒に対する防災教育

学校長は、児童・生徒に対して防災教育を推進し、防災知識の普及・啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

- (1) 学校教育における防災知識の指導
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 学校行事等における指導

2 教職員

学校長は、教職員に対して、防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

第4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

町及び関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

第5 事業者等に対する防災知識の普及啓発

町及び鯖江・丹生消防組合は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、商工会及び観光協会と連携の上、防災計画の作成を指導する。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

鯖江警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について、各種講習会等の開催によって防災教育を実施する。

第7 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第4節「要配慮者対策計画」の定めるところによる。

第8 災害教訓の伝承

町民は、自らの災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第9 外国人に係る対策

1 防災知識の普及啓発

町は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

町は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

町は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

町は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の拡充を図る。

所 管	防災安全課，総務課
-----	-----------

第3節 自主防災組織等の育成

災害発生時に、行政と町民及び事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各地域や事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

第1 自主防災組織

1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

- (1) 地域の防災組織
自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。
- (2) 施設、事業所等の防災組織
学校、病院、事業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの。
- (3) 各種団体の防災組織
婦人団体、壮年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの。

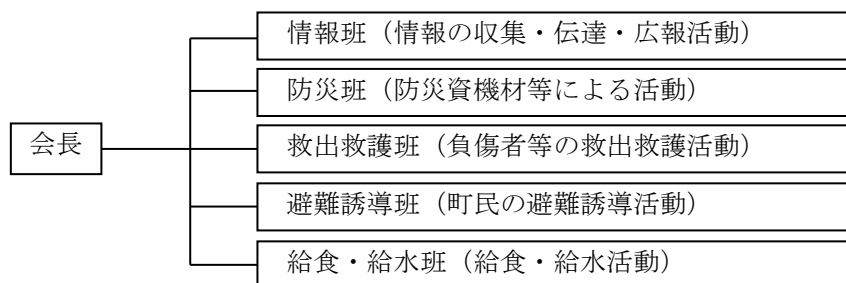
2 組織の編成及び構成

(1) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、小学校区を中心に地域の实情に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や壮年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
- ② 通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。
- ③ 施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

(2) 自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。



(3) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 災害情報等の情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムの確立
- ② 防災知識の普及・啓発
- ③ 防災訓練（避難訓練、初期消火、救出救護等）の実施
- ④ 火気使用設備器具等の点検指導
- ⑤ 防災用資機材等の整備及び定期点検の実施
- ⑥ 町民における非常食、救急医薬品等の常備・備蓄の指導
- ⑦ 町民参加による地域ぐるみの安全点検の実施
- ⑧ 要配慮者の把握
- ⑨ 避難路及び避難場所の確認

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域内で発生した被害状況の町長への伝達
- ② 町及び鯖江・丹生消防組合その他の関係機関の提供する情報の町民への伝達

- ③ 各家庭に対する出火防止の呼びかけ
- ④ 初期消火活動及び救出救助活動の実施
- ⑤ 避難、指示等の伝達
- ⑥ 傷病者及び要配慮者の避難誘導
- ⑦ 炊き出し、給水、救難物資等の配布等の協力
- ⑧ その他関係機関等を行う応急活動への協力

4 町の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

町は、県と連携して地域ごとの防災組織の設置及び育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練の実施に努める。また、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

(2) 自主防災組織の防災リーダー育成

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、県と連携して定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

(3) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性貯水槽（防火水槽）等の施設整備及び防災資機材を早急に整備する。

第2 事業所等における自衛消防組織

1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(1) 平常時の活動

- ① 災害情報等の情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムの確立及び地域との連携強化
- ② 従業員等に対する防災教育の実施
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 消防用設備等の整備及び定期点検の実施

(2) 災害発生時の活動

- ① 事業所内で災害が発生した場合、直ちに所管消防署及び町への伝達
- ② 地域における防災活動への積極的な協力
- ③ 火災が発生した場合の初期消火活動の実施
- ④ 避難誘導措置の実施
- ⑤ 負傷者の救出救護
- ⑥ その他関係機関等を行う応急活動への協力

2 町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所、多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務づけられている。

町は、県と連携し、それ以外の事業所等についても自衛消防組織を設置することを推進し、その指導に努める。また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、町商工会、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダー等の育成に努める。

第3 自主防災組織と自衛消防組織の連携

町は、事業所における自衛消防組織が地域の自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 要配慮者対策計画

災害が発生した場合に被害を受けやすい要配慮者の安全の確保を図るため、高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人に配慮したまちづくりや社会福祉施設等における防災体制の強化を推進するとともに、防災知識の普及、地域ぐるみの救護体制の整備等を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第1 高齢者や障がい者に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

町は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備及び確保

町は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難の際の障害物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。また、不特定多数の人が利用する公共施設においては、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を推進するよう検討する。

第2 要配慮者利用施設における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の耐震化等

町及び鯖江・丹生消防組合は、施設内にスプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

2 管理体制の整備

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担について避難確保計画やマニュアル等をあらかじめ定める。

(2) 災害時には、施設職員の対応だけでは不十分な場合も多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の社会福祉施設、消防団、自主防災組織等を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

3 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、所管消防署等へ早期の連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

4 協力体制の整備

町は、要配慮者のための福祉避難所の確保や介護支援の協力体制を整備するため、町内の関係福祉施設等と災害時応援協定の締結に努める。また、要配慮者の緊急の避難場所として、病院、要配慮者利用施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等（一時的な場所を含む。）の活用について、施設管理者の理解が得られるよう努める。

第3 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、漫画やビデオの手法を取り入れることや外国語版等、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及・啓発を行う。

2 要配慮者利用施設及び事業所等の防災知識の普及・啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者に対し、避難確保計画等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第4 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の町民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。また、要配慮者の近隣の町民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握し、地域ぐるみの救護体制を整備する。

1 避難行動要支援者避難支援プラン

町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を整備するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(1) 名簿情報の提供先と支援体制の整備

避難行動要支援者本人等の同意を得て、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する機関（避難支援等関係者）は、次のとおりである。町は、避難支援等関係者と連携し、災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図る。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 町社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織 等

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、町と福祉関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し作成している「災害時要援護者台帳」を避難行動要支援者名簿とみなす。

① 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 高齢者（75歳以上のみの世帯）
- イ 障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- ウ 要介護状態区分が3以上の者
- エ 町の生活支援を受けている難病患者
- オ その他、援護を必要としている者

② 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等に必要な事項等を記載する。

名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、民生部門で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、町は、必要に応じて関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努める。

(3) 名簿情報の漏えい防止

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることを十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。また、町は、名簿情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対して名簿の取扱いについて指導する。

(4) 情報伝達、避難支援体制の等の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、避難行動要支援者に対して複数の支援者を定めた具体的な「個別支援計画」を整備し、安否確認、情報伝達、避難誘導體制の確立に努める。この際、情報の伝わりにくい避難行動支援者への避難指示等の伝達に特に配慮する。また、避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、町は、避難行動支援者の理解が得られるように努める。

2 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 介護体制の整備

町は、町社会福祉協議会と連携をとり、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）を整備する。

4 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。また、町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

5 福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活できる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター等の施設を指定する。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第5 在宅者対策

1 緊急通報システム等の整備

町は、要配慮者が突発的な災害・事故・急病に見舞われた場合に備え、要配慮者と鯖江・丹生消防組合等との間に緊急通報システムを構築する。

なお、このシステムを構築するに当たっては、医療機関、福祉関係機関、消防団及び自主防災組織を中心とした地域住民との間にネットワークを形成し、地域住民等に発信者の容態確認や介護を依頼するなど、地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

2 防災知識の普及、啓発

町は、要配慮者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及・啓発に努める。また、所管消防署は、消防団等と役割分担の上、対象世帯等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第6 要配慮者に配慮した情報提供体制の確立

1 障がい者等への情報提供

- (1) 障がい者等には情報が伝達されにくいことから、町は、聴覚障がい者に対してはインターネット、掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障がい者に対しては点字等により情報提供を行うなど要配慮者との特性にあわせた情報提供に努めるほか、機器の整備、人材の育成、確保等に努める。
- (2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、町は、連携体制の強化・推進を図る。
- (3) 町は、要配慮者に対して携帯電話メール等を活用した情報提供について検討する。

2 外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるため、町は、必要に応じて、外国語による情報提供や通訳を配置した外国人向け相談体制の構築に努める。また、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努める。

第7 防災訓練における配慮事項

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第8 要配慮者に対する災害対策の配慮

町は、各災害対策を講じるに当たって、要配慮者のための福祉避難所の確保等、次に掲げる事項に配慮した災害対策を行う。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) 粉ミルクや軟らかい食品等特別食料を必要とする者に対する当該食料の確保及び提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置及び配布
- (6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (7) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（福祉避難所の設置を含む。）

第5節 ボランティア活動支援計画

県及び関係機関と連携し、ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行い、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 災害ボランティア活動の推進

町は、災害ボランティア活動の推進に係る施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第2 ボランティア活動への支援及び広域応援体制の整備

1 ボランティア意識の醸成

町は、様々な活動を行うボランティアの育成を図るため、県及び町社会福祉協議会と連携し、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り、町民の登録を促進するとともに、電子メールその他の各種広報媒体によるボランティア関連情報の情報提供を行う。また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

2 ボランティア活動への支援

町は、町社会福祉協議会等と連携し、県が行うボランティア活動に必要な知識、技能等の研修会、ボランティアコーディネーターの養成等について協力する。

3 ボランティア活動体制の整備

町は、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を推進し、各種団体との連携を図る。また、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(1) 受入窓口の整備

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動を行おうとする者の受入れ及び活動の調整を行うため、「越前町災害ボランティアセンター連絡会設置要綱」に基づき、あらかじめボランティアセンターの開設拠点を定め、受入窓口とする。また、運営については、救助衛生班とボランティアセンターが緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動に際し、必要な情報を随時提供できる体制づくりに努める。

(2) 受入れ及び活動拠点の整備

町は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。また、町社会福祉協議会はボランティア保険の加入体制の整備に努める。

(3) 連携体制の整備

災害ボランティアの活動を円滑に立ち上げ、実施するため、ボランティアのあっせんや隣接市町のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項について確認し、市町相互による広域的な応援協定の締結及び遠隔地との応援体制の整備に努める。

